

議案第19号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条から第9条までを削る。

第10条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第11条第3項中「又は」を「、又は」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条を第7条とする。

第12条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「指定管理者は、第10条第1号」を「市長は、第6条第1号」に、「又は指定管理者」を「、又は市長」に改め、同条を第8条とする。

第12条の2中「撮影」を「業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」という。）」に、「指定管理者」を「市長」に、「同様」を「、同様」に改め、同条を第9条とする。

第13条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第1号中「第12条第3項」を「第8条第3項」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「及び指定管理者」を削り、同条を第10条とする。

第14条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「、指定管理者に対し」を削り、「範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定める料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」を「使用料を納めなければ」に改め、同条を第11条とする。

第15条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を」を「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は」に改め、同条を第1

2条とする。

第16条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い」を「市長が特に必要があると認めたときは」に改め、同条を第13条とし、第17条を第14条とし、第18条を第15条とし、第19条を第16条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

区分			使用料	
入園料	個人	幼児	無料	
		小学生・中学生	1回	100円
			年間	500円
		一般	1回	410円
	年間		2,000円	
	障害者 介助者		無料	
	団体	幼児	無料	
		小学生・中学生	70円	
一般		290円		
障害者 介助者		無料		

注

- 1 団体とは、20人以上で責任者のあるものをいう。
- 2 幼児とは、小学校就学の始期に達しない者をいう。
- 3 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 一般とは、幼児、小学生・中学生並びに障害者及び介助者以外の者をいう。
- 5 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳（知的障害者の

福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法第12条の規定による知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者をいう。

6 介助者とは、障害者が介助を必要とする場合において、当該障害者を介助する者をいう。

別表第2中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に、

「

1, 030円	1, 240円
1, 540円	1, 850円
2, 060円	2, 580円
15, 430円	18, 520円
12, 340円	15, 430円

」を

「

860円	1, 080円
1, 290円	1, 610円
1, 720円	2, 160円
15, 400円	18, 500円
12, 300円	15, 400円

」に、同表注4及び注5中「在

住、在勤」を「在住し、在勤し、」に改める。

別表第3中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に、

「

2, 470円	2, 470円	2, 470円	4, 940円	620円
---------	---------	---------	---------	------

」を

「

2, 160円	2, 160円	2, 160円	4, 320円	540円
---------	---------	---------	---------	------

」に改め、

同表備考1中「在住、在勤」を「在住し、在勤し、」に、「利用料金の3割の額を上限とする割増利用料金を」を「使用料の3割の額を割増使用料として」に改める。

別表第4及び別表第5中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為及び指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の相当規定によって市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。